

平成22年度税制改正に関する意見

平成21年10月

全国町村会

平成22年度税制改正に関する意見

平成21年10月
全国町村会

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の推進、資源循環型社会の構築や二酸化炭素吸収源対策等の環境施策の推進、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、法定率の引き上げによる地方交付税の復元・増額など、一般財源の充実強化が不可欠である。

よって、平成22年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行うことができるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とするとともに、偏在性の少ない安定的な税体系の構築に向け、次により、その充実強化を図ること。

ア. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とすること。

ウ. 税源移譲にあたっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、その効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮すること。

エ. 地方消費税は地方の固有財源であり、消費税が地方交付税の原資となっていることなどから、地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは、地方の一般財源を一方的に奪うものであり、地方分権の流れにも逆行するものである。

2. 個人住民税の充実確保等

(1) 個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

(2) 個人住民税等地方税の電子申告システム（エルタックス）の導入には多大な財政負担が生じるため、町村における費用対効果の実状も踏まえ、特段の財政措置を講じること。

また、町村が徴収する個人住民税の4割は都道府県税であることを踏まえ、徴収取扱費交付金を引き上げること。

3. 法人住民税の充実確保

町村にとって重要な税源である法人住民税総額について、これを確保すること。

4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

なお、償却資産は、資産の保有と町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

5. 市町村たばこ税の現行税込総額の確保

たばこ税の課税方法（税率）を見直す際は、町村の極めて厳しい財政状況に鑑み、市町村たばこ税の現行税込総額を確保できるよう措置すること。

6. 入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

7. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、防災・環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興を図る上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

8. 軽自動車税の充実改善

軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

9. 自動車関連諸税の町村に対する配分枠の確保

極めて厳しい国・地方の財政状況の下、自動車関連諸税の暫定税率を廃止するのであれば、町村にとって極めて重要な財源である地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金については、町村に対しこれまで以上の配分枠を確保することなど、個別自治体の減収に対する明確な代替財源を示すこと。

なお、直轄事業負担金の廃止は町村の減収分の補填にならないものであること。

また、遅れている地方の道路整備を確実に計画的に実施するための財源を確保する道筋を具体的に明らかにすること。

10. 環境税制の導入による市町村税財源の強化

温室効果ガス排出量の25%削減に向け、山村地域は、とりわけ森林による二酸化炭素吸収源やバイオマス資源の供給源として重要な機能を担っており、山村地域の市町村が、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する健全な森林を整備していくため、次により、新たな市町村税財源制度の創設を図ること。

- ア. 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源等を課税対象とする新たな税財源として全国森林環境税を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
- イ. 環境税等を導入する場合は、環境施策において町村が果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、特に、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること。

11. 非課税等特別措置等の徹底した見直し

公平で簡素な税制をつくる見地から、非課税等特別措置等については、厳しい視点に立ち、徹底した見直しを行うこと。

12. 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成22年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとすること。

13. 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構債券利子の非課税制度の創設

地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図ることは、財政基盤の脆弱な町村の長期・低利の資金調達の円滑化につながることから、振替国債・振替地方債と同様に、振替機構債券等についても非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

14. 非居住者等の受け取る地方債利子の非課税手続きの簡素化等

地方債市場の活性化は、地方団体の資金調達の円滑化につながることから、非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る現行の非課税手続きを簡素化するとともに、非課税対象者等を拡充すること。